小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第７７７号

東京都新宿区西早稲田１―23―16―1007
再生債務者　北濱　英明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第３号

秋田市茨島６丁目20番15号
再生債務者　加賀　宏維（旧姓重松）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月22日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第７８５号

神奈川県横浜市港北区綱島西３―20―１―402
再生債務者　宮腰　征吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第６号

富山県下新川郡入善町青木878番地10
再生債務者　瀬戸　志保（旧姓若林）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月21日　富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（再イ）第４号

愛知県豊田市木瀬町前田1368番地３
再生債務者　山内　道夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第２号

徳島県海部郡海陽町奥浦字新町74番地３
再生債務者　久佐木　襄
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日　徳島地方裁判所阿南支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１５号

大阪府枚方市藤阪東町２丁目５番２―307号
再生債務者　冨田　拓哉
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月23日から平成26年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１８号

横浜市保土ケ谷区上菅田町144番地14
再生債務者　半澤　克弘
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月３日から平成26年７月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号

岡山県浅口市金光町大谷891番地１
再生債務者　作本　章光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年６月11日まで
平成26年５月21日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２６年（再ロ）第１号

北海道苫小牧市日の出町１丁目１番４―303号
再生債務者　関根　靖夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年６月18日まで
平成26年５月21日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（再ロ）第６号

愛媛県伊予郡砥部町原町301番地
再生債務者　青木　強志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年６月19日まで
平成26年５月22日　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

福岡県直方市大字感田2594番地３
再生債務者　古賀　眞澄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（再ロ）第４号

大阪府四條畷市南野１―１―23ソレイユ南野601、住民票上の住所大阪府枚方市長尾家具町１―13―26
再生債務者　馬塲まり子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１号

徳島県徳島市南沖洲１丁目10番41号
再生債務者　豊田奈津子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月21日　　徳島地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成26年５月30日　　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
(1)　中学校教諭１種免許状（国語）、東京都教育委員会、静岡県、岡本　康浩
(2)　高等学校教諭１種免許状（国語）、東京都教育委員会、静岡県、岡本　康浩
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年七月七日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年五月二十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月三日
掲載頁　六十二頁（号外第七十六号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年五月三十日
東京都大田区池上四丁目二六番三号
（甲）株式会社トラストワン
代表取締役　加藤　昭弘
山形市蔵王松ケ丘二丁目一番一一
（乙）有限会社コスモトレーディング
代表取締役　大沼　俊彦